

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1 守谷市役所 税務課 市民税グループあて

1 給与の支払を受けた者が、新しい勤務先において特別徴収の継続をする場合には、「異動後の
2 未徴収税額の徴収方法」欄の「1」と記載するとともに「特別徴収税額継続の場合」欄に
3 必要事項を記載してください。○日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。